

会 議 録		
名 称		令和5年度 第5回 中央区建築審査会
開催日時 場 所		2月15日（木）午前10時30分から正午まで 中央区役所 本庁舎8階 第5会議室
出席者の氏名	委 員	水庭武宣会長、中島俊明委員、岩島秀樹委員、大江秀敏委員、関葉子委員
	幹事	川島幹事（都市計画課長）、芳賀幹事（建築課長）
	書記	青柳書記（都市計画係長）
		1 開会 2 議題審議 第27号議案 建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に関する包括同意方式の導入に伴う関係規定の変更について 3 閉会
審議の経過		別紙のとおり

1 開会

- 会長から、令和5年度第5回中央区建築審査会の開会が宣言された。

2 議題

第27号議案

- 「建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可に関する包括同意方式の導入に伴う関係規定の変更について」について、会長が事務局に対して説明を求めた。
- 幹事（都市計画課長及び建築課長）から、第27号議案の資料に基づき説明がなされた。
- 第27号議案について委員が審議を行った。
（主な意見の内容）
 - ・ 包括同意適合表の書式の記載において、基準を満たすことが明らかであるとして、道路管理者の回答を省略することについては、根拠法令を明示すべきである。
→ 趣旨がわかるような書き方、条文等を記載していく。
 - ・ 運営規程について、包括同意をした場合、審査会を招集しないことを記載し、疑義のないようにするのが良い。
→ 運営規程は審査会を招集して開催する場合の規定である。包括同意基準に適合する案件は、予め審査会の同意を得ることとなり、中央区建築審査会条例第3条第3項に該当しないことから審査会は開催されない。会の招集については当該条例に規定しているため、運営規程では、包括同意基準に適合する場合は、予め審査会の同意を得たものとして取り扱うことができることを明記し、疑義のないようにしていく。
 - ・ 包括同意をした建築計画について、いつ、誰に、どのように報告するのかを明確に示す必要がある。
→ 包括同意基準に規定しているが、運営規程の中でも、建築審査会において報告しなければならないことを規定していく。
- 会長が採決を行い、委員全員の賛成により、本件について決定することとした。